

放置自転車等売却仕様書（単価契約）

1. 目的

立川市自転車等放置防止条例（及び立川市自転車等駐車場条例）に基づき、撤去・保管してある自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という）について、引き取り期限を経過しても、なお自転車等を保管及び返還できない場合において、自転車等を売却することを目的とする。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 売却予定台数

一月当たり自転車を約50台程度、原動機付自転車を約1台程度売却するものとする。
ただし、撤去台数や返還台数の状況によっては、売却台数及び日数が増減することがある。（※令和6年度の売却数は自転車502台、原動機付自転車1台）

4. 契約方法

自転車等1台当たりの単価契約とする。

「自転車等」とは、かごの中に入れられているものやヘルメット等の付属物等についても含むものとし、受注者の責任において適正に処理するものとする。

受注者は、自転車等の状態にかかわらず、発注者から指定された自転車等をすべて買い受けるものとする。

5. 搬出日程

事前に発注者と受注者で調整し、発注者から指定された日時で行うものとする。

6. 搬出場所

立川市砂川自転車等保管所（立川市砂川町5丁目16番地の1及び立川市砂川町5丁目20番地の2）で行うものとする。

ただし、発注者が搬出場所を他に指定する場合は、その場所において搬出するものとする。

7. 搬出作業

搬出作業は、受注者が行うものとする。その際、発注者の指定する市職員が立ち会

うものとする。

なお、搬出場所で行える加工は、かご・チャイルドシート・ペダルの脱着等、積込において必要最小限の範囲にとどめること。

8. 売却条件

受注者は発注者から売却を受けた自転車等について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 売却時に貼付されている防犯登録シール等を必ず剥がすこと。また、自転車等に前所有者等の住所、氏名等の記載がある場合は、これを消除すること。
また、原動機付自転車等の車体内に個人情報を示す資料等があった場合は抜き出したうえ、発注者の指示に従い処分等を行うこと。
- (2) 必ず他国へ輸出することとし、日本国内への再輸入は禁止する。ただし、輸出後において自転車等部品として販売することを妨げない。なお、本仕様書における輸出及び輸入の定義は、関税法第2条の規定に従うものとする。
また、発注者の求めに応じ作業時の写真の提示を行うこと。
- (3) 輸出できない自転車等は必ず廃棄処分すること。
- (4) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の規定を遵守すること。また、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」とおりとする。
- (5) 日本国内での販売、使用、転売等を禁止する。
- (6) 日本国と国交のない国へ輸出することを禁止する。
- (7) 輸出する際に利用する港は、東京港及び横浜港に限定する。
- (8) 受注者は売却を受けた自転車等について廃棄する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処分するとともに、同法に基づく産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付すること。
- (9) 受注者は、発注者から売却を受けた自転車等について第三者（旧・新所有者含む）から異議申し立て等があったときは、受注者が責任を持って解決するものとする。
- (10) 売却予定の原動機付自転車について、受注者は一般社団法人日本二輪車普及安全協会の二輪車盗難照会システムを用いて盗難被害の有無を確認し、発注者は盗難被害がないものを売却する。

9. 資格

受注者は、都道府県公安委員会の古物商許可及び産業廃棄物収集運搬業許可を受けていることとし、許可証の写しを契約締結時に発注者に提出しなければならない。

また、一般社団法人日本二輪車普及安全協会の会員であり、二輪車盗難照会システムを利用できなければならない。

10. 輸出実績

受注者は、中古自転車等の輸出の実績を有する者とし、過去に取り扱った輸出貨物が中古自転車等である証明書類、標準コード登録通知書（ジャストプロ）、輸出許可通知書、インボイス（梱包明細書）、船荷証券の写し（ただし、機密部分については隠して構わない）、産業廃棄物収集運搬業許可証等を発注者が必要と認めたときには速やかに提出すること。

11. 報告及び検査

- (1) 発注者は、初回契約時及び発注者が必要と認めたとき、書類審査、港湾等における現場立会い等売却した自転車等の処理経過について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。その際、受注者は発注者が行う調査に協力すること。
- (2) 受注者は、売却を受けた自転車等を輸出する際には、輸出貨物が中古自転車等であること、契約者名、台数、輸出先等が明記された書類3種類（①輸出許可通知書、②インボイスか梱包明細書、③船荷証券等の写し（ただし、バーニング場所等機密部分については隠して構わない））を輸出の都度、準備ができ次第、必ず発注者に提出すること。この証明書類のほか、発注者から売却を受けた自転車等が輸出されたことが明確に分かる書類を提出すること。なお、証明書類を整えるための費用等は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、売却を受けた自転車等及びその台数を集計し、発注者より売却対象自転車等の引き渡しを受けた日時及び引渡台数を明記した作業完了届を発注者に提出するものとする。
- (4) 発注者は、作業完了届により売却した自転車等及びその台数を確認し、金額を算出した上、受注者に代金を請求するものとする。

12. 作業時の注意事項

- (1) 受注者は作業にあたる作業員の安全確保に努めるとともに、衣類・安全靴・手袋等、安全確保に必要な用具を着用させること。
- (2) 事故が発生した場合、受注者は速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 受注者は自転車等を積載する際に、発注者が指定する市職員や保管所職員の指示に従い、保管所業務に支障のないように注意を払うこと。
- (4) 受注者はトラック等に積載する際に、自転車等を引き取りに来た人の迷惑にならないように配慮して作業を行うこと。
- (5) 受注者は自転車等の移送にあたっては、最も安全かつ効率的な経路により行うこと。
- (6) 受注者は自転車等の搬出作業において発生する、ごみ、ねじ、ビス、ボルト・ナット等は必ず受注者の責任で処理し、搬出場所に残していくこと。

13. 運搬

- (1) 受注者は運搬の際、道路交通法等の関係法規を遵守すること。
- (2) 運搬に使用する車両は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 - ③ 低公害・低燃費な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14. 暴力団排除措置

別紙「立川市における契約に関する特約」のとおりとする。

15. 委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
ただし、業務の主要な部分を除く一部についての委託については、あらかじめ、
発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

16. その他

- (1) 実施にあたっては、契約書及び約款を遵守すること。
- (2) 運搬中の積荷の落下及び飛散等がないよう十分な方策を講じ、これを防止すること。
- (3) 受注者は本契約を履行するにあたり、関係法令はもとより、企業の社会的責任において諸法令を遵守しなければならない。法令違反が認められた場合、市は、本契約を破棄することができ、契約不履行により発注者が被った損害について受注者は補償しなければならない。
- (4) 発注者は、受注者に虚偽の報告があると認めたときは、これらの者に対し、売却に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

17. 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。